

工第 471 号  
令和 3 (2021)年 9 月 29 日

関係団体代表者 様

栃木県産業労働観光部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について（依頼）

本県の産業労働観光行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、緊急事態宣言の解除が決定されたことから、9月28日に開催した第66回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度レベルをステージ3に引き下げるとともに、10月1日から14日まで「栃木県版まん延防止等重点措置」としての要請等を行うこととしました。

つきましては、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長から各団体宛での通知を別添のとおりに送付しますので、貴団体会員等に対する周知について御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

なお、県民に対して、感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じない飲食店等の利用を控えるよう協力を要請しており、貴団体会員等が飲食店を御利用の際は、「とちまる安心認証店」をぜひ御活用ください。

〈とちまる安心認証事務局ホームページ〉

<https://www.tochigi-anshin-ninsyou.jp/>



工業振興課 地域産業担当  
TEL : 028-623-3198